

仕 様 書

- 1 品名
文具セット（第 51 回ゆうちょアイデア貯金箱コンクール学校代表賞）
- 2 数量等
38,000 セット（予定）
なお、数量の増減幅については、増は 30%、減は 20%を限度とする。
- 3 規格・材質・印刷等

品名	サイズ	材質・形状	印刷・加工・包装	その他
鉛筆	177mm（±1mm）	形状：六角軸、両切り 軸素材：木 軸カラー：白 芯素材：黒鉛・粘土 芯の硬さ：B 又は 2B	印刷：ドライオフセット印刷（特色 5 色以内）	・ 日本製造
消しゴム	約 H45×W20×D10mm	素材：PVC カラー：白	紙スリーブ巻き：約 H35mm 印刷：紙スリーブにオフセット印刷（表 4 色/裏 0 色） 個別 PP 包装	・ 日本製造
台紙	45mm×180mm	用紙：カード紙 310g/㎡ 程度	印刷：オフセット印刷（表 4 色/裏 4 色）	・ 日本製造 ・ FSC 認証紙

- 4 データの交付
株式会社ゆうちょ銀行広報部次世代戦略担当（以下「主管担当」という。）から契約後速やかに版下データ（イラストレータ形式及び PDF 形式）を交付。
- 5 校正
主管担当において生産前の原稿校正（印刷内容チェック）及び納入前の現品校正（納入する現品の印刷内容チェック）を受けること。
 - (1) 生産前の原稿校正
主管担当の指示に基づき、生産にとりかかる前に原稿を主管担当へ提出すること。
なお、この校正（色校正含む。）は主管担当が承認するまで行うこと。（2～3 回程度を予定）また、かかる費用は受託者が負担すること。
 - (2) 納入前の現品校正
現品を製造し、納入場所へ納入を行う前に主管担当へ現品を提出し、生産内容のチェックを受けること。
提出のタイミングは主管担当と調整すること。
なお、主管担当の承認を納入日の前日（前日が土曜、日曜または祝祭日の時はその前営業日）までに受けること。

(3) 第三者機関による全数外観検査

商品生産後に、生産工場とは異なる第三者機関による全数外観検査を行うこと。

検査方法、良品の基準については、事前に主管担当の承認を得ること。また、検査終了後に検査の報告書(第三者検査機関発行のもの)を主管担当に提出し、承認を得たうえで指定場所へ納入すること。

6 包装等

(1) 鉛筆 2 本 (2 本同柄)・消しゴム 1 個・台紙 1 枚を 1 セットとし個別 P P 袋(透明、のり付け袋)に封入の上、段ボール箱に適宜のセット数単位で入れること。段ボール箱は留め金加工不可とし、箱のサイズを統一すること。

(2) 段ボール箱の側面 (2 面) 及び見やすい箇所に、帰属会社名、品名、内容数量、製造年月、納入会社名及び主管担当が別途指示する文言等を表示すること。なお、段ボール箱の表示内容については事前に主管担当の承認を得ること。

(包装表面の表示例)

帰属会社名：株式会社ゆうちょ銀行	
品 名：文具セット (第 51 回ゆうちょアイデア貯金箱コンクール学校代表賞)	
内 容 数 量：***セット	製造年月：2026 年 12 月
納入会社名： ※※※※	備考

7 納入場所及び予定等

(1) 納入場所

主管担当

主管担当へ納入後、別途主管担当から指示する場所 (関東圏内 1 箇所 (予定)) へ指示された数量を搬入すること。

※ 納入時に主管担当へ納品書を提出すること。

※ 納入及び搬入に際し、郵便商品の利用条件を満たす場合は、郵便またはゆうパックを利用すること。ただし、この条件を満たさない場合または納入場所へ持込による格納を行う場合はこの限りではない。

また、納入及び搬入にかかる費用については受託者負担とする。

(2) 納入期限

2027 年 1 月 5 日 (火)

(3) 納入指示

納入予定日の 30 日前までに、主管担当から納入数を指示する (別途、主管担当から指示書を交付する)。

(4) 納入物品の搬入先、格納場所は、納入先の指示に従うこと。

8 知的財産権等

(1) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法に定める全ての著作権を株式会社ゆうちょ銀行に譲渡し、株式会社ゆうちょ銀行は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は、株式会社ゆうちょ銀行に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

また、受託者が本契約の納入成果物に係る著作権を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合、株式会社ゆうちょ銀行と別途協議するものとする。

(2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、株式会社ゆうちょ銀行が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一

切の手続きを行うものとする。

なお、この場合、受託者は当該著作物の使用許諾条件等につき、主管担当の了承を得ること。

- (3) 本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専らゆうちょ銀行の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

なお、株式会社ゆうちょ銀行は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受託者に通知する。

9 データ等の管理

- (1) 調製等に当たっては、善良な管理者の注意を持って当該物品等を厳重に管理し、流出させないこと。
- (2) 主管担当の文書等による承諾なしに調製物品等を目的以外に使用し、または第三者に売却、貸与する等、株式会社ゆうちょ銀行に損害を与える一切の行為をしてはならない。

10 その他

- (1) 本件に係る詳細については、本仕様書によるほか、主管担当（03-3477-1656）の指示によること。
- (2) 交付した原稿等は、作業終了後速やかに主管担当まで返還すること。
- (3) 本仕様書における疑義については、主管担当の指示及び解釈によること。